





## 令和6年度 総会開催日と申請書類受付締切日（予定）

開催月日	受付締切日	開催月日	受付締切日
令和6年 8月 9日（金）	7月25日（木）	令和6年12月10日（火）	11月25日（月）
令和6年 9月10日（火）	8月23日（金）	令和7年 1月14日（火）	12月25日（水）
令和6年10月10日（木）	9月25日（水）	令和7年 2月10日（月）	1月24日（金）
令和6年11月11日（月）	10月25日（金）	令和7年 3月10日（月）	2月25日（火）

- 農地法に基づく許可申請等は、農業委員会総会にて審議を行い、許可の可否を決定します。
  - 総会で審議する内容として、農地法第3条、4条、5条の他、非農地申請や農業振興地域に関する内容等の審議をしています。
  - 申請の際は、総会開催月日を確認の上、当該受付締切日までに農業委員会へお越してください。
- ※申請内容や必要書類について、事前にご相談頂けますと手続きがスムーズになります。

## ■農地バンクへ登録してみませんか？

新着あり

令和5年9月から開始しました農地バンク事業ですが、申込のあった情報は概ね毎月月末に町ホームページ上で最新情報を更新していく予定です。

現在、令和6年6月末時点の情報（下記参照）が掲載されておりますので、ご確認ください。

情報の登録には、申込書を提出する必要があるため、登録を希望する方は、農業委員会までお越しください。

下田子地区 売買希望 5筆	相 米地区 貸借希望 4筆
西館野地区 売買希望 1筆	根 渡地区 貸借希望 4筆
池 振地区 貸借希望 3筆	原 地区 貸借希望 4筆
衣 更地区 貸借希望 2筆	野 面地区 貸借希望 7筆
大 王地区 貸借希望 5筆	遠 瀬地区 貸借希望 1筆



田子町 農地バンク 検索

## 暑さに負けないスタミナレシピ★

…… トマトカレー ……



### 【材料】

ミニトマト	200g
玉ねぎ（みじん切り）	1個
にんにく（みじん切り）	1かけ
A 合い挽き肉	200g
カレー粉	大さじ2
B 水	200ml
ローリエ	1枚
C ウスターソース	大さじ1
塩	小さじ2/3



### 【作り方】

- ① フライパンに油を熱し、Aを炒める。
  - ② 挽き肉に火が通ったらBを加えて煮る。
  - ③ 煮立ったらCを加え、ふたをして弱火で5分ほど煮る。
  - ④ ミニトマトを加え、さらに5分ほど煮詰めたら完成。
- ★ ミニトマトがたくさん採れたときにおすすめのレシピ。ミニトマトの酸味・旨味が食欲をそそります。普通のトマトでも同様に作れます。
- ★ ミニトマトは普通のトマト以上に栄養豊富。色が赤いほどGOOD。

（地域包括支援課栄養士 本木）

## ◆ 農業委員会活動予定表 ◆

農業委員・推進委員は、このような活動も行っております。

7月10日	農業委員会総会
8月9日	農業委員会総会
8月19日	三八地区 農業委員会大会
9月10日	※今年田子町開催 農業委員会総会
10月10日	農業委員会総会

## ■町内の鳥獣被害の実態 及び 補助事業の紹介

近年、全国的に野生鳥獣の目撃や農作物被害が多発しております。町内においても、様々な野生鳥獣の目撃や被害が増加しております。

今回は、町内で発生している野生鳥獣被害の実態を紹介するとともに、被害を防ぐために町民が活用できる補助事業を紹介いたします。

皆様、鳥獣から身を守るため、農作物を守るために、知識を深めましょう。

### 田子町の野生鳥獣による農作物被害

#### ●農作物被害の内容

- ・飼料用トウモロコシの食害【クマ・イノシシ】
- ・水稻の食害、倒伏【クマ・イノシシ】
- ・果樹の食害、枝折り【クマ・イノシシ】

- ・いも類の食害【イノシシ】
- ・野菜の掘り起こし【イノシシ】

#### ●農作物被害面積（令和5年度）

182.4ha（参考：令和4年度 57.0ha）

※被害全体の約60%がイノシシ、残り約40%がクマによるもの

#### ●農作物被害金額（令和5年度）

964,200円（参考：令和4年度 739,400円）

※クマ、イノシシでそれぞれ約5割ずつ



ここ数年で、イノシシによる水稻や野菜への被害が拡大しています。また、被害の中には、生活圏への出没による不安や畦畔の掘り起こしなど、営農意欲の減退を招くような数字に表せない被害もあるため、農家をはじめ町民に深刻な影響が出ています。



被害の軽減、  
未然防止のために

## 鳥獣被害対策の鉄則 3つの柱



第1の柱 生息環境管理（誘引物除去（野菜クズや放任果樹の伐採）、緩衝帯整備（刈り払いによる餌場・隠れ場所の撲滅））

第2の柱 侵入防止対策（侵入防止柵の設置等による被害防除）

第3の柱 個体群管理（成獣、加害個体を中心とした鳥獣の捕獲、捕獲体制の整備）

鳥獣被害対策は、この3本の柱が基本です。この活動を、地域ぐるみで徹底して行えるかが生活環境や農作物の被害対策の効果につながります。みんなで身の回りを点検し、被害対策に取り組みましょう。

町では、鳥獣被害防止関係の補助事業を実施しています。今回はその一部を紹介いたします。事業実施を希望の方は、役場産業振興課（☎20-7115）までお問い合わせください。

### ①鳥獣被害防除対策事業

目的：電気柵購入に要する経費の一部補助

補助率：資材購入費の1/2以内、又は60,000円（上限）のいずれか低い額

### ②狩猟免許取得に関するもの（わな、狩猟）

締切：令和6年12月20日（金）

目的：わな猟免許又は狩猟免許取得に係る経費の一部補助

補助率：補助対象経費の1/2以内、又は14,000円（わな）若しくは150,000円（狩猟）のいずれか低い額